

浜松市デジタル・スマートシティフェロー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市デジタル・スマートシティフェローの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「デジタル・スマートシティ」とは、A I ・ I C T等先端技術と都市の有するさまざまなデータを活用することで、新たな産業の継続的な創出と社会課題の解決を両立させ、もって都市の最適化と市民生活の質の向上を図ることを目指す都市をいう。

2 この要綱において「浜松市デジタル・スマートシティフェロー」(以下「フェロー」という。)とは、デジタル技術、データ活用、デジタルマーケティングその他のデジタル・スマートシティに関する専門的知識、経験等を有する者のうち、本市のデジタル・スマートシティ推進に関して、専門的立場から支援、助言を行う者をいう。

(職務)

第3条 フェローは、専門的知識、経験等に基づき、次の支援、助言を行う。

- 一 デジタル・スマートシティに係る情報収集及び情報発信に関する支援、助言
- 二 浜松市「デジタルファースト宣言」(令和元年10月31日に宣言したものをいう。)に係る取組の推進に関する支援、助言
- 三 デジタル・スマートシティ実現に向けた庁内及び官民連携組織の運営に関する支援、助言
- 四 その他、市長が必要と認めるものに関する支援、助言

(遵守事項)

第4条 フェローは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 フェローは、専門的立場から公平性をもって職務を実施するものとし、自己の利益を図ることを目的とした支援、助言は行ってはならない。

(委嘱)

第5条 市長は、デジタル・スマートシティに関し、専門的知識・豊富な経験を有する者の中からフェローを委嘱する。

2 フェローは浜松市職員の身分を有しない。

(謝礼及び交通費)

第6条 フェローに対する謝礼は、一回当たり30,000円を上限とし、毎年度予算の範囲内で支払うものとする。

2 フェローとしての職務を実施する上で必要となる本市までの交通費及び出張旅費

については、浜松市職員の旅費に関する条例その他の本市の旅費に関する規程の例により、毎年度予算の範囲内で旅費として支払うものとする。

(任期)

第7条 フェローの任期は1年とする。ただし、年度の途中で委嘱された場合は、委嘱の日からその年度末までとする。

2 前項の規定は、更新を妨げない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定に関わらず、フェローの職を解くことができる。

一 フェローが、特別な理由によりその職を辞する意思を表示し、これを相当であると認めたとき

二 疾病等により、フェローがその職務を全うすることが困難であると判断したとき

三 浜松市の信用を傷つけ、又は浜松市の不名誉となるような行為をフェローが取ったと判断したとき

四 役割を著しく逸脱した行為をフェローが取ったと判断したとき

五 第4条に規定する遵守事項にフェローが違反したと認めたとき

六 前各号に掲げるもののほか、フェローの職に留まらせておくことが、社会通念に照らして著しく不合理であると判断したとき

附 則

この要綱は、令和元年10月31日から施行する。